

別紙 1

定めようとする命令の題名及び根拠法令条項

- ①肥料の品質の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令
(根拠法令) 肥料の品質の確保等に関する法律第 3 条第 1 項第 2 号、第 4 条第 1 項第 3 号、第 6 条第 1 項第 6 号、第 9 号及び第 11 号 (同法第 33 条の 2 第 6 項において準用する場合を含む。)、第 12 条第 1 項 (同法第 33 条の 2 第 6 項において準用する場合を含む。)、第 17 条第 1 項及び第 2 項 (同法第 33 条の 2 第 6 項において準用する場合を含む。)、第 18 条第 1 項、第 27 条第 1 項及び第 2 項並びに第 33 条の 2 第 4 項
- ②特殊肥料等を指定する件等の一部を改正する件
(根拠法令) 肥料の品質の確保等に関する法律第 2 条第 2 項
- ③肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第 2 条の 2 の規定に基づき植物に対する害に関する栽培試験の成績を要する肥料から除くものを指定する件の一部を改正する件
(根拠法令) 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第 2 条の 2
- ④肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第 4 条第 1 号の規定に基づき生産工程の概要の記載を要する普通肥料を指定する件の一部を改正する件
(根拠法令) 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第 4 条第 1 号
- ⑤肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第 11 条第 8 項ただし書及び同条第 9 項ただし書の規定に基づき指定混合肥料の保証又は主要な成分の含有量の記載の方法の特例を定める件の一部を改正する件
(根拠法令) 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第 11 条第 8 項ただし書及び同条第 9 項ただし書
- ⑥肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する件
(根拠法令) 肥料の品質の確保等に関する法律第 3 条第 1 項
- ⑦肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第 11 条の 2 第 1 項、第 2 項、第 3 項及び第 4 項の規定に基づき普通肥料の原料の種類等の保証票への記載に関する事項を定める件の一部を改正する件
(根拠法令) 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第 11 条の 2 第 1 項、第 2 項、第 3 項及び第 4 項

別紙 1

- ⑧肥料の品質の確保等に関する法律第 17 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、同法第 4 条第 1 項第 3 号並びに同条第 2 項第 3 号及び第 4 号に掲げる普通肥料の保証票にその含有量を記載する主要な成分を定める件の一部を改正する件
(根拠法令) 肥料の品質の確保等に関する法律第 17 条第 1 項第 3 号

- ⑨特殊肥料の品質表示基準を定める件の一部を改正する件
(根拠法令) 肥料の品質の確保等に関する法律第 22 条の 2 第 1 項

- ⑩肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第 7 条の 6 の規定に基づき農林水産大臣の指定する化成肥料等を指定する件の一部を改正する件
(根拠法令) 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第 7 条の 6

- ⑪肥料の品質の確保等に関する法律施行規則別表第 1 号ニ及び第 2 号の規定に基づき、化学的変化により品質が低下するおそれがないものとして農林水産大臣が定める要件を定める件の一部を改正する件
(根拠法令) 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則別表第 1 号ニ及び第 2 号

- ⑫肥料の品質の確保等に関する法律第 21 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定に基づき普通肥料の表示基準を定める件
(根拠法令) 肥料の品質の確保等に関する法律第 21 条第 1 項第 1 号及び第 2 号 (同法第 33 条の 2 第 6 項において準用する場合を含む。)

- ⑬肥料の品質の確保等に関する法律第 22 条の 3 第 3 項の規定に基づき、消費者の利益に資するため特に表示の適正化を図る必要があるものとして農林水産大臣が定める表示事項又は遵守事項を定める件
(根拠法令) 肥料の品質の確保等に関する法律第 22 条の 3 第 3 項

- ⑭肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第 1 条の規定に基づき、原料の範囲を限定しなければ品質の確保が困難な肥料から除くものを指定する件
(根拠法令) 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第 1 条

- ⑮肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第 11 条第 8 項第 3 号の規定に基づき農林水産大臣の指定する有効石灰等を指定する件
(根拠法令) 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第 11 条第 8 項第 3 号